

みどりみらい ぐんじとしのりの議会報告

2000/04/10 Vol. 30 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362
E-MAIL ID / toshigunji@hotmail.com

印西市市議会/平成12年第1回定例会報告(5)

議案審議とその結果(3)

印西市市議会は最終日3/24(金曜日)に終了いたしました。今回はこの定例会で議案となり、審議がされたものの中から「発議案」を抜粋して報告して参りたいと思います。本来は全て報告するのが当然ですが、紙面の都合上割愛させていただき案件もございますので、ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。また、4月中に市政報告会を開催いたしますのでお越しください。ご意見、ご叱責等があればお気軽にお寄せ下さい。

羽田空港国際化に反対する決議について

以下、全文を掲載致します。

成田市の新東京国際空港は、グローバルな航空事情改善の一翼をになうため、懸命にその完全化を急いでおり、2002年初夏供用開始をめどに暫定滑走路の早期完成を目指し、関係者は全力を傾けているところである。このような中、運輸省は従来の姿勢を変更し、羽田の東京国際空港について、早朝、深夜の時間帯に国際線の発着を認める方針を表明したが、これは国の運輸政策と大きく矛盾するものであり、絶対に容認することができない。羽田空港国際化方策は、関係者の「空港づくり」、「地域づくり」の努力に水を差すばかりか「国際線は成田」「国内線は羽田」の従来の基本方針に混乱をもたらすものである。印西市議会としては、運輸政策審議会答申において、2015年までに開業することが適当と位置付けられている成田新高速鉄道の「早期開通を求める決議」を採択しているものであり、羽田空港の国際化は認めることができず、強く反対するものである。
以上 決議する。

(結果/可決) 私は反対しました。(ニュータウン地区議員は1人を除き、反対に回りましたが、公明、共産も賛成に回ったため、この発議案は17対5(NT)で可決されました。)

この発議案は、発議にあたり副議長より提案趣旨の説明があり、1時間以上の討論がなされました。(成田市議会で同様の発議があり、可決されております。)

その説明会上で、私は以下の内容の代替文案を提出しましたが、多くの古参議員からの反対にあい、原案通りの文面での議案審議に至りました。

(代替文案) 私は、主題を「成田空港の完全供用化を早急に求める決議」と名前を変えて、決議文を出すことを提案しました。(概要を記載します。)

羽田空港の国際線増便(注 現在でも、「中華航空」やチャーター機は離発着を行っております)は、成田空港の完全供用化の実施を遅らせるものであってはならない。勿論、羽田空港国際化論は、現在の国際・社会情勢を勘案すると必要なものであろうが、性急なる施策は地域関係者の努力に水を差し、国際空港としての「成田」の意義を落すものである。印西市議会としては、業務核都市構想を主眼においた「地域経済活性化」のために、成田空港の完全供用化を早急に求める。

* 通常、議案は事前に通告され、審議されるものですが、この発議案は議会最終日に予告なく提出され、審議されたものです。(NT地区選出の多くの議員はこれに反対し、文案を含め、次回議会か「臨時議会」での審議も求めましたが、押しきられた格好です。)

羽田空港と成田空港 どのように考えますか ?

「日本パッシング」という言葉を耳にしたことがあると思います。今、世界の航空会社は、日本の上空を飛び、大きな空港をもつ、ソウル（韓国）や上海（中国）、シンガポールへと日本を乗り越して（パスして）地球を飛んでいます。日本の国はいまやアジアでは、大きな空港もない二流国になりさがるようとしています。地方にお住まいの方々は、成田へわざわざ来るのではなく、日本各地に就航している韓国航空線でソウルに飛び、ソウルで航空機に乗り換え、世界各国に飛び立っている。これが現実です。これで日本の国益が守れるでしょうか？

成田空港が世界各国の航空機の乗り入れにこたえられるだけの許容量があり、当然、24時間運用できる空港であるのなら、私はこの決議に反対しません。しかし、現状は世界の航空事情と比較し、あまりにかけ離れているのが現状です。一つの空港で国際線と国内線が乗り入れられない、航空機の離発着の制限時間がある国際空港は世界各国を見渡してもありません。

しかも、仮に両方が運用されたとしても、世界の航空事情からは滑走路一つをとっても遅れております。（今、世界標準は6000M滑走路です。羽田空港でも4000Mで、成田は更に短い滑走路です。）日本の国益を守るためには、羽田空港と成田空港が相互に補い合い、羽田空港の更なる国際化が、今とりえる最も現実的な施策であると思います。皆様はどのようにお考えになりますか？

< 予告 > あなたのプライバシー大丈夫？

あやしげなダイレクトメールが届く。知らない会社から商品購入の勧誘の電話がかかってくる。このように、最近、住所・電話番号などの個人情報が、我々が知らないうちに洩れ伝わり、流通しているのではないかと思わせる出来事が多くなっていませんか？

住民基本台帳法(住基法)第11条は、住民基本台帳の原則公開を定めています。

これにより、見たい住民票の相手を特定している場合でなければ、適当な利用目的を添えて 町1丁目から3丁目に住む500人、などと請求すると、住民票に基づき住所、氏名、生年月日、性別が世帯単位で記載された住民リストを、**誰でも簡単に閲覧できてしまいます。**印西市では、この住民基本台帳法の運用をどのように行っているのでしょうか？また、個人情報の保護について、どのように考えているのでしょうか？

私、ぐんじとしのりは6月議会で条例の審議がされます「個人情報保護条例」、そしてこの住民基本台帳法の運用について、この3月議会でまちづくり研究会（松本隆志代表）を代表し「代表質問」をしております。次回のこの紙面で紹介・報告してまいります。

<< 住所表示審議会が開催されました。 >>

3月29日（水曜日）住所表示審議会が開催されました。

今回は、NT中央駅北側地区/南側地区の地番を変更し、新しい町名にするために招集されたものです。（ちなみに現在は、大字小倉大塚前480-9や大字武西下高根1435-4、大字浦幡新田榎峠389-6といった地番等で構成され、複数の字名が使われております。）**今後、広報いんざい（5/1発行分予定）を通じ、市民の皆様にも名前を募り、市に集まった名前の中から、この審議会でも新しい地番について検討をしていくという手順をとります。**（集まった候補の中から、審議会では従来の字名であること、一般に広く知られている通称であることや読みやすく簡明であること等々を住所表示の実施基準として検討をして参ります。）今後、この審議会での検討事項は皆様にご報告してまいります。

- 審議会は、市長、助役、総務部長、都市建設部長、市民経済部長、市議会議員4名、郵便局長、法務局長、有識者等 13名で構成されております。

*いつもご声援ありがとうございます。（次回も続けて、定例会の報告を中心に行なって参ります。今後ともご指導ください。宜しく願いいたします。） ぐんじとしのり